

## 別添四

### 1 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- 三 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 四 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断その他建築物の地震に対する安全性の評価に係る業務
- 五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
- 六 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
- 七 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第5条第1項から第3項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

### 2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 三 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務